人権課題
9
犯罪被害者等の人権

犯罪の被害を受けた人たちは・・・

犯罪被害者等とは、犯罪によって心や体だけでなく、経済的な被害を受けた被害者とその家族や遺族のことです。このような直接的な被害のほかに、無責任な噂やインターネットへの書き込み等によるプライバシーの侵害（二次的被害）があります。犯罪被害者等の人権に対する配慮が必要です。

犯罪被害者等への支援体制

犯罪被害者等の権利を守るため、平成17（2005）年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等に対して給付制度の拡充、刑事裁判への家族の参加などの支援が行われてきました。

神戸市でも、平成25（2013）年4月、「神戸市犯罪被害者等支援条例」を施行し、「総合相談窓口」を設置し、被害者等の支援相談を総合的に行ったり、一時的な生活資金の助成など、被害者等が受けた被害の回復や軽減に向けた施策を進め、市民が安心して住み続け、お互いに支えあえる社会になるよう取り組んでいます。

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。

「誰でもよかった」「死ぬとは思わなかった」などという無差別・無責任な凶悪犯罪があとを絶ちません。

ある日突然、何の落ち度もない人々が犯罪にまきこまれ、命を落としたり、障害を負ってしまうのです。誰もが犯罪被害者となりうるのだという意識を持ち、犯罪被害者やその家族の置かれた状況や気持ちを理解し、人権尊重の視点にたった対応が求められます。

命の大切さを学ぶ授業

犯罪被害者家族が受ける心の痛みや、命の大切さについて理解を深めてもらうため、警察や民間支援団体と連携し、市内の中学校や高等学校で被害者遺族に様々な思いを語ってもらう「命の大切さを学ぶ授業」を実施しています。

授業を受けた生徒からは、「自分の命や生きることについて考えてみようと思った」「自分の命も他人の命も大切にして生きようと思った」など、「命の大切さ」を感じ取った多くの感想が寄せられました。